

マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスについて

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機から住民票の写し等の証明書を取得できる新たなサービスを開始します。

1 開始日

令和3年1月29日（金）

2 利用時間

午前6時30分から午後11時まで（12月29日～1月3日は休止）

3 利用可能店舗

全国約55,000店のコンビニエンスストア等

4 取得できる証明書等の種類

- (1) 住民票の写し
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 税証明（最新年度の「市県民税課税証明書」）

5 コンビニ交付サービスの実施状況（令和2年10月1日現在）

- (1) 全国1,741自治体中751市区町村が実施（43.1%）
- (2) 県内では、19市のうち16市で実施